

令和6年6月11日招集

令和6年

第4回若桜町議会定例会会議録

(令和6年6月11日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局 長		上 川 恭 子	
書 記		秋 田 恵理香	
提 出 議 案 の 項 目			
件数	件 名	議 案 名	議決結果
1	議案第 4 0 号 (専決第 2 号)	専決処分の承認について 若桜町税条例の一部改正について	原案承認
2	議案第 4 1 号 (専決第 3 号)	専決処分の承認について 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について	原案承認
3	議案第 4 2 号	令和 6 年度若桜町一般会計補正予算 (第 2 号)	原案可決
4	議案第 4 3 号	令和 6 年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
5	議案第 4 4 号	令和 6 年度若桜町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
6	議案第 4 5 号	令和 6 年度若桜町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
7	議案第 4 6 号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
8	議案第 4 7 号	若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	原案可決
9	議案第 4 8 号	若桜町介護予防施設の設置及び管理に関する条例 の一部改正について	原案可決
1 0	議案第 4 9 号	若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部 改正について	原案可決
1 1	議案第 5 0 号	若桜町水道法施行条例の一部改正について	原案可決
1 2	議案第 5 1 号	若桜町簡易水道布設地区負担金賦課徴収条例の一部 改正について	原案可決

令和6年第4回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和6年6月11日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不応招議員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	下石 裕実
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	山本 賢一	地籍調査課長	矢部 広一
	経済産業課長	中島 毅彦	農業委員会事務局長	小林 貴之

令和6年 第4回若桜町議会定例会

会議の顛末 本会議（6月11日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和6年第4回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において山本安雄議員、梶原明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの4日間に決定しました。

日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、議員派遣について報告します。

令和6年3月議会定例会において議決し、派遣を決定しています議員派遣について報告書が提出されています。

議会報告第5号 令和6年度東部町議会議長会議員研修会につきましては、印刷してお

手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、5月30日までに受理した請願等は、お手元に配布の「請願等文書表」のとおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、請願第2号及び陳情第3号は、総務産業教育民生常任委員会に付託しましたので報告します。

続いて、町長からの行政報告事項は、報告第1号 令和5年度若桜町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和5年度若桜町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和5年度一般財団法人若桜町観光開発事業団事業報告について、報告第4号 令和5年度有限会社若桜農林振興事業報告及び令和6年度有限会社若桜農林振興事業計画についてで、お手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

日程第4

議案第40号 専決処分の承認について、専決第2号 若桜町税条例の一部改正について、議案第41号 専決処分の承認について、専決第3号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案40号及び議案41号専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本会議に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに、議案第40号 専決第2号の若桜町税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法

律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第41号 専決第3号の若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、でございますが、これは、地上税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第42号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議案とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第42号 令和6年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,843万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億532万3千円とするものでございます。

また、第2条の地方債の変更は、第2表「地方債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

分担金及び負担金では、農業用施設改修事業分担金29万8千円を追加しております。

国庫支出金では、生活困窮者自立支援事業負担金51万3千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金424万6千円などを増

額しておりますし、また、低所得者保険料軽減負担金90万4千円、社会資本整備総合交付金3,048万6千円をそれぞれ減額し、その他の補正と合わせまして総額1,893万5千円を減額しております。

県支出金では、鳥取県移住支援金交付事業補助金45万円、しっかり守る農林基盤交付金59万6千円などを増額しておりますし、低所得者保険料軽減負担金45万2千円を減額するなど、その他の補正と合わせまして66万9千円を追加いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金として4,451万9千円を、諸収入では、池田地区活性化支援事業参加費として10万円、駅ナカ店舗指定管理料納付金として28万2千円をそれぞれ追加しております。

町債では、過疎対策事業債2,390万円、辺地対策事業債760万円をそれぞれ追加しております。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

人事異動に伴う職員人件費及び会計年度任用職員勤勉手当支給に係る費用を各科目におきまして調整しており総額1,998万7千円を追加しております。

総務費では、東京圏から移住し就業等した方に支援金を交付する移住定住促進事業に168万円、池田地区集落支援員活動に関する費用として中山間地域振興事業に49万1千円、ふるさと納税増額を目指した新規取組を行うためふるさと納税推進事業に179万6千円、定額減税に対応するためのシステム改修費用として賦課徴収費に424万6千円を追加するなど、その他の補正と合わせて総額316万3千円を追加しております。

民生費では、生活困窮者自立支援事業として45万1千円、寄来屋の修繕に係る費用として高齢者等交流拠点施設管理に127万8千円、障がい者福祉システム改修として障がい者福祉事業に132万円、児童手当制度改

正に伴うシステム改修として児童措置に709万5千円、生活保護総務費では被保護者就労支援事業及び就労準備支援事業に関する委託料113万6千円を追加するなど、その他の補正と合わせて総額2,063万6千円を追加しております。

衛生費では、令和5年度事業実績に伴う返還金として健康増進事業に6万6千円、保健センターボイラー配管修繕費用として保健センター管理費に7万7千円、簡易水道会計繰出し金1,212万9千円を追加するなど、その他の補正と合わせて総額352万3千円を追加しております。

農林水産業費では、農業用施設改修事業として177万1千円を追加するなど総額3,026万4千円を追加しております。また、林道事業費におきまして財源更正を行っております。

商工費では、サッカーゴール購入費用として氷ノ山高原の宿氷太くん管理運営事業に111万8千円、スノーピアレストラン階段改修費用として町営スキー場施設管理事業に169万2千円、観光商工室管理では業務に必要な物品購入費用等83万3千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして総額484万1千円を追加しております。

土木費では、公共下水道事業繰出金17万3千円を減額するなど、その他の補正と合わせまして総額1,793万3千円減額しております。また、道路維持費及び道路新設改良費におきまして、それぞれ財源更正を行っております。

教育費では、教育委員会所管施設の修繕に係る費用を追加しており、若桜学園管理費では煙感知器取替費用として7万9千円、町民体育館管理費では階段視線誘導、誘導ブロックなどの費用として77万6千円、給食センター費ではガス漏れ検知器の取替費用16万2千円などを追加しており、その他の補正と合わせて総額1,309万3千円を追加して

おります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第6

議案第43号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

議案第43号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ14万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,114万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、地域支援事業に係る国庫支出金5万2千円及び県支出金補助金2万4千円を、また、介護給付費準備基金繰入金183万4千円をそれぞれ追加しておりますし、支払基金交付金、県支出金県負担金及び一般会計繰入金を合わせて176万8千円を減額しております。

歳出につきましては、総務費ではシステム使用料1万2千円、地域支援事業費では認知症総合支援事業に13万円を追加しております。また、保険給付費等におきまして財源更正を行っています。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第 7

議案第 4 4 号 令和 6 年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 4 5 号 令和 6 年度 若桜町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第 4 4 号 令和 6 年度若桜町簡易水道事業会計補正予算について、であります。収益的収入及び支出につきましては、第 2 条記載のとおり事業収益及び事業費用に、人事異動及び会計年度任用職員の勤勉手当支給に伴い 6 0 5 万 8 千円をそれぞれ追加いたしました。

また、特例的収入及び支出につきましては、第 3 条記載のとおり未払金に不足が生じたため、特例的支出に 6 0 7 万 1 千円追加しております。

なお、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は第 4 条、他会計からの補助金は第 5 条記載のとおりです。

続きまして、議案第 4 5 号 令和 6 年度若桜町下水道事業会計補正予算について、であります。収益的収入及び支出につきましては、第 2 条記載のとおり事業収益及び事業費用に、人事異動に伴い 1 7 万 3 千円をそれぞれ減額いたしました。

また、資本的収入および支出につきましては、第 3 条記載のとおり国庫補助金の内示に伴い企業債へ財源更正を行うもので、資本的収入 6 6 万 5 千円を減額しております。

なお、企業債の限度額は第 4 条のとおりでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第 8

議案第 4 6 号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 4 7 号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 4 8 号 若桜町介護予防施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 4 9 号 若桜町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 5 0 号 若桜町水道法施行条例の一部改正について、議案第 5 1 号 若桜町簡易水道布設地区負担金賦課徴収条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 4 6 号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、再任用職員の期末・勤勉手当の支給月数の改定及び行政職給料表級別職務分類表を改正するものでございます。

続きまして、議案第 4 7 号 若桜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 4 8 号 若桜町介護予防施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町

介護予防施設「ゆうゆうわかさ」の管理につきまして、町長部局から教育委員会部局へ所管替えを行ったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第49号 若桜町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第50号 若桜町水道法施行条例の一部改正について及び議案第51号 若桜町簡易水道布設地区負担金賦課徴収条例の一部改正について、でございますが、これは、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分 散 会